【補足資料】

保育園等に係る市負担額への地方交付税措置について

第３回柏市保育のあり方検討懇談会において，保育園等に係る運営費及び整備費について参考資料を掲載したところですが，当該資料における「市負担」部分については，地方交付税によって措置されていることから以下のとおり補足します。

１　第３回柏市保育のあり方検討懇談会資料掲載内容（抜粋）

○運営費について

【無償化対象（３～５歳児又は市民税非課税世帯）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区　　分** | **公　　　費** | **保　育　料** |
| 公立保育園 | 市負担 | 市負担 |
| 私立保育園等 | 国負担(1/2) | 県負担(1/4) | 市負担(1/4) | 国負担(1/2) | 県負担(1/4) | 市負担(1/4) |

【無償化対象外（市民税非課税世帯を除く０～２歳児）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区　　分** | **公　　　費** | **保　育　料** |
| 公立保育園 | 市負担 | 保護者負担 | 市負担 |
| 私立保育園等 | 国負担(1/2) | 県負担(1/4) | 市負担(1/4) | 保護者負担 | 市負担 |

○整備費について

|  |  |
| --- | --- |
| 公立保育園整備費 | 市負担 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 私立保育園等整備費 | 事業者負担(1/4) | 国＋県負担(2/3) | 市負担(1/12) |

２　保育園等の運営費について

保育園等の運営費に係る市負担額については，地方交付税の算定に当たって算出される基準財政需要額の対象となっています。基準財政需要額は，市が実施する事業のうち国が定める様々な項目を対象として算出され，保育園等の負担は単位費用や補正係数の一部に組み込まれています。（参考「地方交付税制度の概要」）

３　保育園等の整備費について

公立保育園の施設整備については，事業費の５０％が地方債として，借入可能となっており，その元利償還金（返済金）について，事業費補正により７０％，単位費用により３０％が地方交付税措置の対象となります。

４　その他

地方交付税措置の対象となる公共施設の整備を目的とした地方債についても，要件を満たすことができれば公立保育園の整備に活用できる可能性があります。

○公共施設の整備を目的とする地方債の例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公共施設等適正管理推進事業債 | （公共用の建築物の長寿命化事業）個別施設計画に位置付けられた公共用の建築物に係る長寿命化事業であって，法定耐用年数を超えて公共用の建築物を使用するために行う改修事業 | 対象事業費の27%が地方交付税措置の対象（充当率90%，交付税措置率30%） |
| （転用事業）個別施設計画に位置付けられた施設の転用事業 |
| （立地適正化事業）立地適正化計画に基づく事業であって，国庫補助事業を補完し，又は一体となって実施される地方単独事業 |
| （集約化・複合化事業）個別施設計画に位置付けられた集約化事業又は複合化事業であって，全体として延床面積が減少する事業 | 対象事業費の45%が地方交付税措置の対象（充当率90%，交付税措置率50%） |
| 緊急防災・減災事業債 | 東日本大震災等を教訓として全国的に緊急に実施する必要性が高く，即効性のある防災，減災のための地方単独事業 | 対象事業費の70%が地方交付税措置の対象（充当率100%，交付税措置率70%） |

※令和3年12月時点。時限措置の事業もある。